

番号：160478

国名：ケニア

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年9月上旬から2016年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.56M/M、合計 1.16M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	17日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014 年 4 月以降契約) >業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016 年 8 月 5 日 (金) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8 点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2 点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 4 5 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9 点
 - ③語学力 1 8 点
 - ④その他学位、資格等 1 8 点
- (計 100 点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ケニア及び東アフリカ諸国では蚊媒介性の黄熱やリフトバレー熱など重篤な感染症が頻繁に流行し、ヒトおよび家畜に多大な被害をもたらしている。感染症の原因であるウイルスがジャングル等の自然環境内に生息しており、突如としてヒト社会に侵入、感染を拡大させることから、その対策としては通常の予防接種よりも、ウイルスとヒトとの接触の危険性が高い地域において、ウイルスの侵入を可能な限り迅速に検知し、緊急ワクチン接種や媒介蚊対策で対処する方法（早期封じ込め）が、費用対効果が高いと考えられている。しかしながら、安価で供給できる迅速診断法はなく、ケニア政府をはじめ、当該感染症が流行している開発途上国は、安価な診断技術を開発する必要に迫られている。また、早期警戒等対策についても、ケニアでは地域の医療機関からの情報が県レベルのサーベイランス・コーディネーターを通じて中央レベルに報告されるシステムが存在しているものの、黄熱病及びリフトバレー熱に関してはサーベイランスが機能しておらず、持続可能な警戒システムモデルの構築が望まれている。

このような状況下、ケニア政府より「黄熱病およびリフトバレー熱に対する迅速診断法の開発とそのアウトブレイク警戒システムの構築プロジェクト」（以下、本プロジェクトと記す。）が要請され、JICA と独立行政方針科学技術振興機構（JST）にて地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の枠組みのもと 2011 年度案件として採択された。なお、2015 年 6 月に事業移管により本プロジェクト推進・管理については、JST の医療分野の基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進・成果の円滑な実用化及び環境整備を総合的かつ効果的に行うため設立された組織である、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担当機関になっている。

本プロジェクトは、ケニア中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所が共同でフィールドや地方の診療所で使用できる簡易迅速診断キットを開発し、実用化することを目的としている。さらに、ケニア保健省の参画を得て、携帯電話網を利用した現場の医療機関・施設と保健省等中央を結ぶ双方向型のアウトブレイク早期警戒システムモデルを開発し、緊急疾病対策に役立てようとするものである。本事業を通して開発される診断技術と警戒システムモデルは、ケニアのみならず、東アフリカ諸国の感染症対策にも資することが期待されている。現在、2012 年 1 月 31 日から 2017 年 1 月 30 日まで 5 年間を協力期間として実施中であり、これまでにケニアを拠点とする長崎大学の研究員を中心に、長期専門家 1 名、短期専門家 2 名を派遣している。

今回実施する終了時評価は、ケニア側カウンターパート（C/P）機関である保健省、ケニア中央医学研究所と合同で本プロジェクトの目標達成度や成果等を分析するとともに、プロジェクトの残りの期間に達成すべき課題や今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

なお、SATREPS 案件の終了時評価は原則 JICA と AMED で連携して実施する。今回の調査は、プロジェクト運営管理の一環として相手国における人材育成、協力強化及び開発課題に対する貢献の観点から、PDM に沿って評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）で評価を行う。また、研究成果、科学技術水準の向上の観点からの評価について AMED から助言を得る予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016 年 9 月上旬～中旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④調査団内の検討のため、本案件に関する評価グリッド（案）（和文・英文）を用いて評価デザイン（案）（和文・英文）を検討する
- ⑤国内で長崎大学関係者のヒアリングを行い、収集可能なデータを整理・分析する。
なお、長崎への出張に係る旅費は、本契約から切り離して、別途至急致します。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年9月下旬～10月中旬）

- ①JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ケニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びケニア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びケニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦終了時評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ケニア事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年10月下旬）

- ①終了時評価結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③終了時評価報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成するとともに、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 終了時評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価報告書（案）（和文）
- (3) 終了時評価結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参

願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ソウル又はドバイ/ドーハ/アブダビ経由ナイロビ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年9月26日～2016年10月12日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 評価企画 (JICA)

ウ) 科学技術 (感染症対策) (国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED))

エ) 科学技術 (計画・評価) (AMED)

オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構ケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する資料は、当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム (担当: 貝淵 TEL: 03-5226-8353) にて配布します。

②本業務に関する以下の資料がJSTのウェブサイト

(http://www.jst.go.jp/global/kadai/h2310_kenya.html) で公開されています。

・平成23年～平成26年度の実施報告書

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理について、現地での活動においては、JICA 安全管理措置を遵守いただくとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA 現地事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じる必要があります。

③ 業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨

を念頭に業務を実施願います。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口
またはJICA担当者に速やかにご相談下さい。

以上